

ヘッジ取引に係る更正処分の取消訴訟判決に対する上告について

各位

当社(社長:木村康)は、原油のヘッジ取引に関して東京国税局が行った更正処分の取消しを求め、東京高等裁判所に控訴しておりましたが、2012年5月9日に当社の控訴を棄却する旨の判決の言い渡しを受けました。

当社は、本日(5月22日)、この判決を不服として、最高裁判所に上告いたしましたので、お知らせいたします。

以上